

海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金交付制度

募集案内

募集締切 令和7年6月20日（金）

海津市役所 生活・環境課

目次

1 事業の目的	- 1 -
2 対象事業	- 1 -
3 事業期間	- 1 -
4 対象者	- 2 -
5 市の補助金	- 2 -
6 対象経費	- 2 -
7 応募締切	- 2 -
8 提出書類	- 3 -
9 応募方法	- 3 -
10 交付決定	- 3 -
11 事業の実施	- 3 -
12 事業実施報告書・収支精算書等の提出(事業終了後)	- 4 -
13 事業の流れ	- 5 -
14 Q&A	- 6 -
15 記入方法	- 7 -

1 事業の目的

海津市が令和7年に海津市制20周年と宝暦治水竣工270周年（以下「海津市制20周年等」という。）の節目を迎えるに当たり、先人たちが築き上げてきた歴史、文化及び魅力を再発見し、及び再認識するとともに、それらを市内外へアピールすることで、市を更に盛り上げていくことを目的として、市民が主体となって企画し、実施する事業（以下「市民企画事業」という。）に要する経費の一部に対し、海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2 対象事業

次のすべての要件を満たしている事業を対象とします。

- (1) 補助対象団体が、主催する事業であること。
- (2) 第1条の趣旨に沿った内容であり、新規事業又は既存事業のうち規模を拡大する事業であること。
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業であること。
- (4) 市内で実施する事業であること。
- (5) 参加者及び対象者を限定しない事業であること。
- (6) 海津市後援等に関する規程（平成18年海津市告示第44号）第3条に規定する対象事業の基準を満たす事業であること。

○海津市後援等に関する規程（抜粋）

（対象事業）

第3条 本市が後援等を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツ等公共の福祉の向上に寄与するもの
- (2) 営利を主たる目的としないもの
- (3) 政治活動又は宗教活動でないもの
- (4) 不特定多数の市民を対象としているもの
- (5) 暴力行為や迷惑、侵害となるようなことのないもの
- (6) その他公共性について積極的であると認められるもの

3 事業期間

事業期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

（補助金交付の対象となる期間は、交付決定を受けた日から令和8年3月31日までとなります。）



4 対象者

次のすべての要件を満たしている団体を対象とします。

- (1) 主たる活動場所が市内である市民活動団体、NPO法人、任意団体、企業等の団体又はそれらの複数の団体で構成されたグループであること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 団体又はグループの構成員が5人以上であること。
- (4) 海津市暴力団排除条例(平成24年海津市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が構成員でないこと。

5 市の補助金

1事業につき20万円を限度とし、予算の範囲内で交付します。

※補助事業の実施に伴い収入が生じる場合は、補助対象経費から当該収入の額を減じて、1,000円未満の端数を切り捨てた額(当該額が20万円を超える場合には、上限となる20万円)を補助金の額とします。

※補助金は、交付決定後、概算払いを受けることができます。なお、事業終了後余剰金が生じた場合は返還していただきます。

6 対象経費

経費の種類	主なもの
報償費	講師・出演者等(団体の構成員を除く。)への謝礼等
旅費	講師・出演者等(団体の構成員を除く。)の交通費および宿泊費
需用費	事業実施に必要な文具、その他の消耗品等(1個当たり2万円未満のものに限る。)、チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代
役務費	事業実施に係る郵送料、配送料、イベント保険料、振込手数料等
委託料	専門知識・技術を要する業務や事業の一部を外部に委託した費用(事業自体の委託は対象外)
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
その他経費	事業実施に不可欠と認められる経費

※補助対象団体の経常的な運営費、補助対象団体の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費、補助対象団体の資産形成に係る経費、別の補助金又は助成金の交付を受けている事業の経費は対象となりません。

7 応募締切

令和7年6月20日(金)(当日必着)

8 提出書類

(1) 提出書類

※様式1～4号は市のホームページもしくは「9 応募方法」記載の logo フォームからダウンロードできます。

- ①海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体概要書（様式第4号）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

※海津市市民活動団体登録要綱（令和5年海津市告示第77号）第4条第2項に規定する登録の通知を受けた市民活動団体の場合は、団体概要書の提出は必要ありません。

9 応募方法

「7. 提出書類」を次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) Logo フォーム

以下のフォームから書類データを提出してください。



<https://logoform.jp/form/k95j/865802>

(2) 郵送

令和7年6月20日（金）必着で、書類を送付してください。

【郵送先】

〒503-0695 海津市海津町高須515番地

海津市役所 生活・環境課宛て

(3) 持参

生活・環境課（海津市役所西館1階）に書類をご持参ください。

10 交付決定

補助金を交付することが適当と認めたときは、海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知します。

11 事業の実施

令和7年4月1日（交付決定後）から令和8年3月31日の間に事業を実施します。

1 2 事業実施報告書・収支精算書等の提出（事業終了後）

- (1) 海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金実績報告書（様式第 9 号）
- (2) 海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金事業実施状況調書（様式第 1 0 号）
- (3) 収支精算書（様式第 3 号）
- (4) 写真及び事業の実施状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

※補助金の額は、事業実施報告後、収支精算書等の内容を審査したうえで確定します。

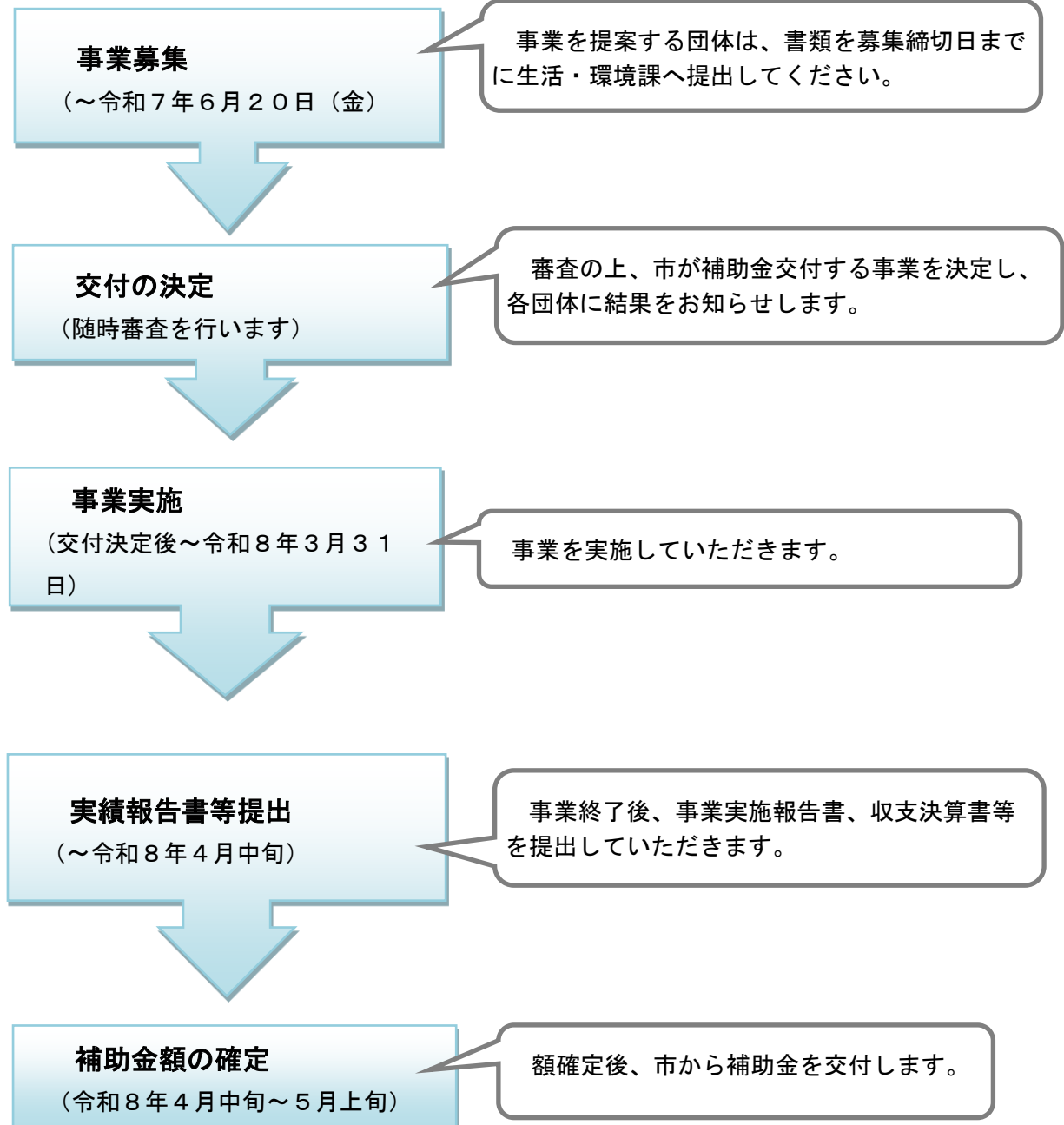
補助金の概算払いを受けた場合は、精算等の手続きをしていただきます。

次に、事業の流れについて説明します。



13 事業の流れ

この事業の大まかな流れは次のとおりです。（日程については前後することがあります。）



海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業 Q & A

Q 事務所が市外にある団体は対象となりますか？

A 海津市内で公益的な活動を行っていれば、事務所が市外にあっても対象となります。

Q 新しく団体を立ち上げて応募したいと考えていますが、対象となりますか？

A 新たにつくられた団体であっても対象となります。ただし、団体の運営に関する規約等が整備され、予算決算等の事務や経理事務が適正に行われることが見込まれ、事業を遂行できる必要があります。

Q 事業の必要経費が少額でも提案できますか？

A 上限額以内であれば、事業費が少額の事業でも提案できます。

Q 他の助成金等を受けている事業でも提案できますか？

A 海津市または海津市の外郭団体（（社福）海津市社会福祉協議会、（一財）海津市観光情報センター）から補助金等を受けている事業は対象外ですが、それ以外の団体等から助成金等を受けている事業は提案できます。ただし、他の制度により助成金等を受ける経費については、海津市の補助金の対象外となります。また、他の制度の規定に制約がある場合がありますので、ご確認ください。

Q 交付決定の通知を受けた後に、事業内容を変更したり中止したりするときはどのような手続きが必要ですか？

A 海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）の提出をしていただきます。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。詳しくは、生活・環境課までお問合せください。

※ただし書の軽微な変更とは…

補助事業の目的の達成に支障がないと認められる事業計画の一部の変更又は補助金の交付決定額の20パーセント以内の変更をいう。

15 記入方法

「海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金事業計画書」 記入方法

様式第2号(第6条関係)

海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業補助金事業計画書

事業名	分かりやすい事業名をつけてご記入ください。
事業目的	この事業を行うことで何を達成したいかをご記入ください。
事業内容	次の事項が分かるように、事業の内容をご記入ください。 ○いつ ○どこで ○誰を対象に ○どんなことを ○どのような方法で 実施する事業か ※書ききれない場合は、別紙添付としてください。
実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (主な開催日: 令和 年 月 日)
実施場所	
参加見込人数	人
期待される効果	この事業を行うことで、どのような効果が得られるかをご記入ください。 【 目標値 】
総事業費	円
補助対象事業費	円
補助金額	円(上限20万円)

「収支予算(精算)書」記入方法

様式第3号(第6条関係)

収支予算(精算)書

1 収入の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
収入内容が分かるようにご記入ください。 (参考例)		
「科目」	「金額」	「内訳」
○市補助金	200,000 円	市からの補助金
○自己資金	20,000 円	団体会費から充当
○参加者負担金	70,000 円	講習会参加者負担分資料代
合計		

「収入の部の合計金額」、「支出の部の助成対象合計金額」が同じ金額となります。

2 支出の部

(単位:円)

項目	金額	うち助成対象額	内訳
支出内容が分かるようにご記入ください。 (参考例)			
「科目」	「金額」		「内訳」
○報償費	120,000 円		講師謝礼@20,000×3名×2回
○消耗品費	13,000 円		コピー用紙@2,000×5箱 事務用品 3,000 円
○使用料及び賃借料	10,000 円		機材レンタル代 10,000 円
※「科目」については、14ページの「科目と経費の例」を参考にしてください。 金額については、消費税込みの額で記入してください。			
合計			

科 目	経 費 の 例
報償費	○講師、出演者等（団体の構成員を除く。）への謝礼等 ○イベント等における協力者に対する謝礼等 ※なるべく、物品での謝礼をお願いします。 ※謝礼は、5,000 円/日（従事時間が 4 時間以下の場合は 3,000 円/日）以内を目安としてください。 ○参加者への記念品、商品、景品等 ※過度な金額のものは補助金対象外と判断する場合があります。
旅費	○講師、出演者等（団体の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	○事業実施に必要な消耗品代（1 個当たり 2 万円未満のものに限る。）
印刷製本費	○各種資料、チラシ、パンフレット、ポスター等を作成するための印刷代、コピー代等
役務費	○事業実施に係る郵送料、配送料、イベント保険料、振込手数料等
使用料及び賃借料	○会議やイベントなどの会場使用料、事業に必要な機器・備品等の借上げ料等
食糧費	○講師、指導者の茶代・必要な食事代など最小限のもの ○会議時の茶代 ※団体内部の会議（打ち合わせ）等における茶代・食事代や懇親会費等は補助金対象外です。
その他	○事業実施に不可欠と認められる経費

○次のような経費は補助金の対象外となります。

- ・団体の維持運営のための経費

（事業実施に伴うものでも団体内部の打ち合わせ等に係る経費は対象外となります。）

- ・他の制度により助成を受ける経費

- ・交際費、慶弔費、参加者飲食費、懇親会費等

○支出科目、金額、内訳などは、市の規定などを参考に妥当かどうか審査します。

○事業終了後、収支精算書を提出していただきます。

また、精算書の内容確認のため、領収書の写し等、必要書類の提出をお願いします。

「団体概要書」 記入方法

様式第4号(第6条関係)

団体概要書

団体区分	☐ 市民活動団体(NPO法人を除く) ☐ NPO法人(特定非営利活動法人) ☐ 任意団体 ☐ 企業 ☐ その他()			
フリガナ				
団体名称	団体の名称、代表者名は、提案書と同じ内容でご記入ください。			
代表者	住所			
	氏名			
	連絡先		メール	
担当者 ☐ 代表者と同じ	住所			
	氏名			
	連絡先		メール	
設立	年 月 日			
設立目的	規約等に定められている設立目的など、団体の活動目的をご記入ください。			
構成員	人			
入会条件	☐ なし ☐ あり()			
活動内容	団体が主にどのような分野で、どのような活動をしているかをご記入ください。			
主な活動実績	これまで活動された主な事業等について、具体的にご記入ください。 (時期、活動内容、場所、対象など)			
規約等	☐ あり ※規約等がある場合は添付してください。 ☐ なし			

【お問い合わせ先】

海津市役所 生活・環境課 地域コミュニティ係

住 所：〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所西館 1階

TEL：(0584) 53-3195

FAX：(0584) 53-1598

E-mail：seikatsukankyo@city.kaizu.lg.jp

URL：<https://www.city.kaizu.lg.jp/index.html>